

沖縄海区漁場計画の変更(素案)に係る補足説明

R7_11月

1 海区漁場計画を変更して漁業権の中間免許を行うことについて

知事は、5年ごとに海区漁場計画を定めるものとされている。

次の免許の切替えの時期は、令和10年(2028年)であるが、漁業生産力の維持発展のため、中間年に免許を行うことがある。

今回、次の課題への対応のため、令和5年(2023年)に策定された海区漁場計画を変更して、令和8年(2026年)9月に漁業権中間免許を交付することになっている。

- ・ 漁業生産力の発展(新たな漁業種類の導入ほか)
- ・ 漁場環境の変化への対応(海藻養殖の生育不調やサンゴ白化の対策)
- ・ 漁業調整上の課題への対応

海区漁場計画を変更する漁場の数

- ・ 漁業権の廃止 :1漁場(区画漁業(通称「特区」))
- ・ 新規の漁業権 :61漁場(区画漁業(通称「特区」))
- ・ 漁業権の変更 :1漁場(共同漁業)

2 漁業生産力の発展(新たな漁業種類の導入ほか)

(1) 既存の区画漁業(通称「特区」)の廃止 :1漁場

- ・ 未利用の既存漁場を廃止して、他の養殖を行う。

(2) カキ養殖 :29漁場

- ・ 本県では、これまで事業規模の生産実績はないが、県内民間企業の参入計画や、本土民間企業の支援を受けてバスケットを使った技術を導入する試みが行われている。試験規模でカキ養殖に取り組む例が多い。

(3) 藻類・魚類・ウニ・シャコガイの養殖 :12漁場

- ・ 港の周辺の水域や既存の養殖筏を活用した養殖
- ・ 港の水域では、防波堤の内側や港内の空き空間(泊地や航路を除き港の施設利用に支障がない空間)の静穏性を活かして、筏を敷設して行う養殖(藻類や魚類、ウニ)の要望が増えている。

(4) モズク養殖 :3漁場

- ・ 漁業者の増加に対応しての漁場の拡大と、苗床の適地探索

(5) サンゴ・ライブロックの養殖 :7漁場

- ・ 体験漁業や観賞用の需要への対応

3 漁場環境の変化への対応(海藻養殖の生育不調やサンゴ白化の対策)

(1) モズク養殖:6漁場

- ・ 気候変動の影響で高水温対策と海砂移動の影響のため、深場の漁場を探索

(2) サンゴ養殖:3漁場

- ・ 既存漁場において高水温で白化が発生したため、深場へ移動

4 漁業調整上の課題への対応

- ・ 共同第23号の共同漁業権(多良間村)において、地元漁業者との調整が整ったことから、ウニ、イセエビ、セミエビ、ゾウリエビ、タコの5魚種を追加する。

5 今後のスケジュール(予定)

- ・ 令和7年11月 :海区漁場計画の変更(素案)の内容について、
公益や利害関係人との調整
- ・ 12月 :海区漁場計画の変更(案)の作成
- ・ 令和8年1～2月 :海区漁業調整委員会による公聴会開催
- ・ 3月 :海区漁場計画の変更を決定
- ・ 9月1日 :漁業権免許の交付